野木町中小企業事業継続応援金

**〇（趣旨）**

　野木町では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者に対し、事業継続・経営安定化を応援することとする。

令和３年４月１日～９月３０日の間に国の月次支援金、栃木県の地域企業応援一時金及び、地域企業事業継続支援金の給付要件を満たした事業者に対して、応援金を交付する。

**〇（交付額）**

　１事業者あたり一律１５万円（１回限り）

**〇（交付要件）**

　野木町中小企業事業継続応援金の交付対象となる事業者は、町税の滞納がない事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 令和３年４月～７月を対象月とする国の月次支援金又は栃木県地域企業　応援一時金の交付決定がされていること。
2. 令和３年８月～９月を対象月とする国の月次支援金又は栃木県地域企業事業継続支援金の交付決定がされており、かつ、営業時間短縮協力金の対象事業者でないこと。
3. 上記の国、県の支援事業を受けずに申請する場合は、町が指定する同条件を満たす事を証明出来る書類を添付すること。

**〇（対象事業者）**

【法人】

　・町内に本社、本店等主たる事業所等（※）を置き、引き続き事業を継続する意思がある者

　・資本金の額又は出資の総額が１０億円未満である者

　・町税に滞納がない者

【個人】

　・町内に本社、本店等主たる事業所等（※）を置き、引き続き事業を継続する意思がある者

　・町税に滞納がない者

　※　法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地、個人事業者の場合は、所得税の確定申告書第一表に記載された住所

**〇（申請受付期間）**

　令和３年１０月２０日（水）から令和４年１月３１日（月）まで【必着】

**〇（申請方法）**

　次に掲げる「申請に必要な書類」を作成し、郵送又は産業課へ持参する。

１．申請に必要な書類等の入手方法

　・野木町ホームページからダウンロード

　・野木町役場産業課

　・野木町商工会

２．申請に必要な書類

【国の月次支援金、栃木県地域企業応援一時金又は栃木県地域企業事業継続支援金支給決定を受けている事業者もしくは、受ける予定の事業者】

ア　野木町中小企業事業継続応援金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）

イ　国の月次支援金、栃木県地域企業応援一時金又は栃木県地域企業事業継続支援金支給決定通知書等の写し

ウ　誓約書（別記様式第３号）

エ　本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか１つ。ただし、法人の場合は代表者のものとする。）の写し

【上記の国、県の支援事業を受けずに申請する場合】

ア　野木町中小企業事業継続応援金交付申請書兼請求書（別記様式第２号）

　イ　２０１９年もしくは、２０２０年分の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え（中小法人等の場合）の写し

ウ　売上台帳その他の対象月の売上高を証する書類の写し

エ　商業・法人登記事項証明書（中小法人等の場合）

　　オ　誓約書（別記様式第３号）

　　カ　本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか１つ。ただし、法人の場合は代表者のものとする。）の写し

キ　アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

３．申請受付方法

　①　郵送の場合

　　　申請書類を次の宛先へ郵送してください。

　　　（宛先）〒３２９－０１９５　野木町大字丸林５７１番地

　　　　　　　野木町役場産業課　野木町中小企業事業継続応援金担当宛

　②　持参の場合

　　　申請書類を野木町役場産業課へ持参してください。

**※３密（密閉・密集・密接）を回避するため、原則として郵送での申請にご理解・ご協力くださるようお願いいたします。**

**〇（その他）**

　該当しない事実や不正等が発覚した場合には、野木町中小企業事業継続応援金を返還していただきます。

**〇（申請に関する問合せ先）**

　野木町役場 産業建設部 産業課 商工観光係

　（電話）０２８０－５７－４１５３

　（受付時間）平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで